

栃木県ドクターヘリ運航事業

活動マニュアル

栃木県内医療機関用

注 意

当マニュアルはホームページ一般公開用のため、CS室の相談電話番号を削除しております。
正規マニュアルの冊子をご希望の医療機関様は
獨協医科大学病院庶務課までご連絡ください。

Doctor-Heli

獨協医科大学病院 ドクターヘリ運航ワーキンググループ 編集

初版 平成21年10月1日

改訂第2版 平成23年4月19日

改訂第3版 平成24年10月1日

目 次

はじめに	1
活動マニュアル作成の目的	1
I. 定義・概略	1
1. ドクターヘリ	
2. 基地病院	
3. フライト医療スタッフ	
4. 運航スタッフ	
5. ランデブーポイント	
6. ドクターヘリ要請ホットライン	
7. 活動時間	
8. 気象条件	
9. 活動範囲	
10. 費用負担	
II. 運航実施内容	
1. 救急現場への運航実施	2
2. 転院搬送	3
救急現場への運航実施（資料1）	4
転院搬送（資料2）	5
栃木県消防防災ヘリコプターと栃木県ドクターヘリとの連携について（資料3）	6
基地病院医療スタッフ組織図（資料4）	8

はじめに

平成22年1月20日より、獨協医科大学病院を基地病院として栃木県ドクターヘリ運航事業が開始されました。医療機器等を搭載したヘリコプターに医師・看護師が搭乗し現場に急行する事により、現場での医療行為が行えるほか、重症患者の搬送時間短縮などで救命率の向上を図ることを目的としています。

当該活動マニュアルは、ドクターヘリ運用における県内各医療機関皆様の業務が円滑に行える事を目的として作成いたしました。何卒ご理解とご支援をお願い致します。

I. 定義・概略

1. ドクターヘリ

救急医療用機器などを装備し、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、傷病者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのこと。当該マニュアルでは、便宜的に「ヘリ」と表記する場合もある。

2. 基地病院

運航事業の実施主体である獨協医科大学病院を指す。

3. フライト医療スタッフ

ドクターヘリに搭乗し、医療行為を行うスタッフのこと。医師をフライトドクター、看護師をフライトナースと呼称する。また、フライトドクターとなるために実地訓練をする医師や、フライトドクター2名で搭乗する場合の一方の医師を便宜的にサブドクターと呼称する。

4. 運航スタッフ

基地病院に常駐し、ドクターヘリの運航業務を担当するスタッフのこと。運航管理者 (Communication Specialist, 以下 CSと表記)、機長及び整備士で構成する。

5. ランデブーポイント (Rendez-vous Point, 以下 R/Pと表記)

ドクターヘリが活動を行うための離着陸場所で、消防車両等との合流地点をいう。

6. ドクターヘリ要請ホットライン

ドクターヘリ出動要請のための専用電話。

7. 活動時間

原則的に午前8時30分から日没時間の30分前迄とする。

日没時間：獨協医科大学病院ホームページ参照。

<http://www.dokkyomed.ac.jp/hosp-m/info/73>

8. 気象条件

気象条件により、機長が運航不可能と判断した場合は出動中止を決定できる。

また出動中であっても、機長の判断で運航中止あるいは変更可能とする。

その場合は、CSより要請者等に連絡する。

9. 活動範囲

原則的に栃木県内で発生した傷病者を対象とする。但し、茨城県、栃木県及び群馬県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定に従い、栃木県以外で活動することもある。

10. 費用負担

原則、ドクターヘリの出動・搬送にかかる運航費用については傷病者に請求しない。

但し、現場活動や搬送中の医療行為については診療報酬に基づいた請求を行う。

II. 運航実施内容

1. 救急現場への運航実施（資料1）

(1) 要請

① 要請基準

119番通報入電時または救急現場において以下の基準を検討し、ドクターヘリの要請を検討する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 生命の危険が切迫しているか、その可能性が疑われるときb. 重症患者であって搬送に長時間を要することが予想される時c. 特殊救急疾患（多発外傷など）の患者で搬送時間の短縮を図るときd. 救急現場で緊急診断処置に医師を必要とする時 |
|---|

但し、基地病院が判断した場合には、基準外であっても出動することがある。

② 要請者

原則として消防機関からの要請とする。主に消防本部通信指令の担当者や現場へ出動した救急隊等が要請できる。但し、他県の消防機関については、茨城県、栃木県及び群馬県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定に従って対応する。

③ 要請方法

- 1) 要請者が ドクターヘリ要請ホットラインにて要請する。
- 2) 基地病院のCSが対応。
- 3) CSがフライトドクターPHSに転送し、要請者とフライトドクター、CSの3者間通話を行い出動の可否を判断、出動となる。

(2) 傷病者搬送

原則、フライトドクターが当該医療機関へ連絡し、担当医師へ受け入れ要請を行う。

① ヘリポートを有する医療機関へ搬送する場合

- 1) 当該医療機関ヘリポートへ着陸した後、フライトドクターが担当医師に情報伝達を行う。
- 2) 情報伝達終了後、フライト医療スタッフは帰投する。

② ヘリポートを有さない医療機関へ搬送する場合

- 1) 搬送先医療機関を管轄する消防機関が選定したR/Pにて、傷病者をヘリから救急車へ移動する。
- 2) 原則、搬送先医療機関まではフライト医療スタッフが同乗する。
- 3) 当該医療機関にて、担当医師に情報伝達を行う。
- 4) R/Pへ戻り帰投する。

2. 転院搬送（資料2）

県からの通達により、原則として消防防災ヘリが対応する（資料3）。
但し、状況によってはドクターヘリが対応することもあるため以下に記す。

(1) 要請

① 依頼基準

傷病者が生命の危機に瀕しており、搬送元あるいは搬送先医療機関の医師が緊急性、専門性を考慮して、ドクターヘリによる搬送が必要と判断した場合。

② 搬送依頼

原則として、搬送先医療機関の医師が基地病院フライトドクターに依頼する。
但し、状況によっては搬送元医療機関の医師が依頼することもできる。

依頼先：ドクターヘリCS室 相談電話

（電話番号は一般公開用マニュアルのため削除しております。）

* 栃木県ドクターヘリへの情報提供内容

- a. 搬送元医療機関名、担当医師名・所属部署・連絡先番号等
- b. 搬送先医療機関名、担当医師名・所属部署・連絡先番号等
- c. 傷病者氏名、年齢、生年月日、性別、傷病名および搬送理由
- d. 傷病者の家族など、同乗者の有無及び氏名（但し、1名に限る）
- e. 処置内容（気道確保の有無、輸液路確保の有無、数など）

なお、ドクターヘリにはシリンジポンプ1台のみ搭載しております。
薬剤の精密投与は1剤のみとなりますので予めご了承ください。

シリンジポンプ等が必要な場合は受入先医療機関にてご用意のうえドクターヘリとの合流地点までご持参ください。（原則合流地点にて傷病者の引渡しを行うため。）

搬送先医療機関名および担当医師名、所属部署については、必ずご連絡いただきますようお願い申し上げます。確認のため、フライト医療スタッフから連絡をさせていただく場合があります。

③ 要請方法

搬送元及び搬送先医療機関は、速やかに当該医療機関を管轄する消防機関に連絡する。但し搬送先医療機関に関しては、当該医療機関がヘリレポートを有する場合には消防機関への連絡を必要としない。

ドクターヘリの要請は、搬送元医療機関を管轄する消防機関が行う。

(2) 傷病者引き継ぎ

① 搬送元医療機関がヘリレポートを有している場合

当該医療機関にて担当医等から情報を受け、傷病者を引き継ぐ。

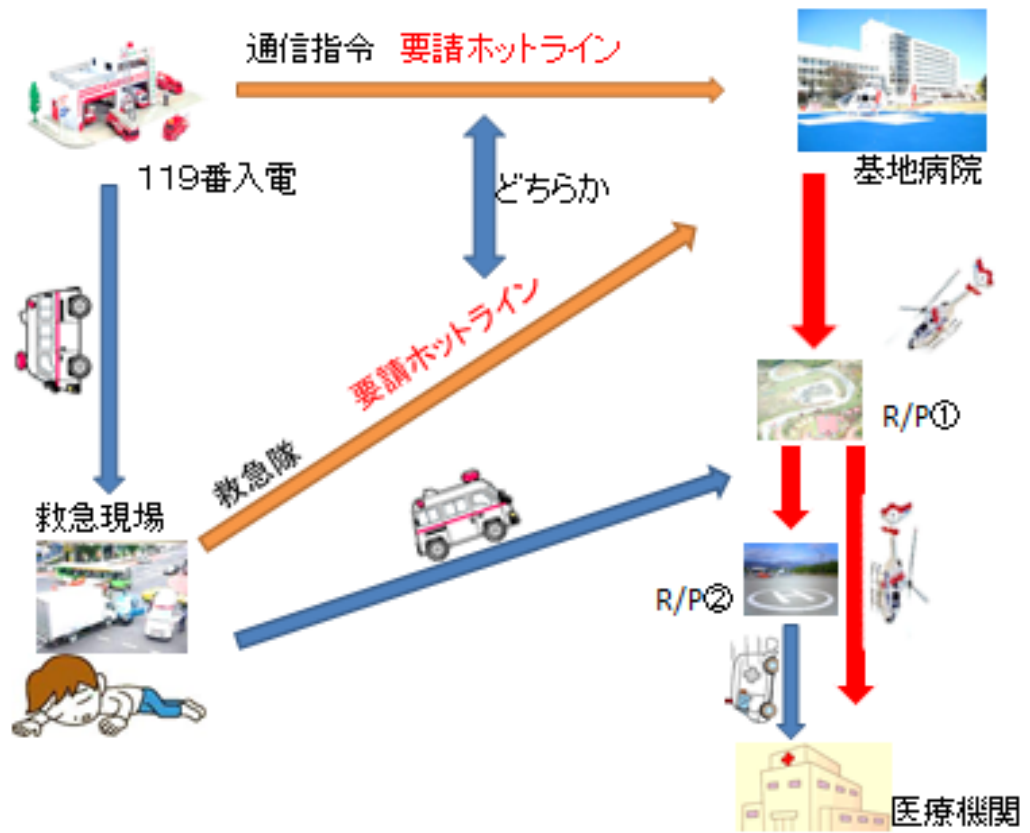
② 搬送元医療機関がヘリレポートを有していない場合

当該医療機関を管轄する消防機関が、救急車でR/Pに搬送した後に引き継ぐ。
尚、救急車には**搬送元医療機関の担当医が同乗し、R/Pにてフライト医療スタッフへ情報伝達を行っていただく。**但し、担当医が同乗できない場合は、病状を把握している他の医師でも可とする。

(3) 患者搬送

Ⅱ - 1-(2)と同様。

救急現場への運航実施



転院搬送



シリンジポンプ等が必要な場合は受入先医療機関にてご用意のうえドクターヘリとの合流地点までご持参ください。
(原則合流地点にて傷病者の引渡しを行うため。)

消第 713 号
医厚第 968 号
平成 21 年 11 月 25 日

各消防本部消防長 様

栃木県県民生活部長
栃木県保健福祉部長

栃木県消防防災ヘリコプターと栃木県ドクターヘリとの連携等について（通知）

栃木県ドクターヘリ（以下「ドクターヘリ」という。）の運航が、獨協医科大学病院を基地病院として平成 22 年 1 月に開始されることに伴い、ヘリコプターを用いた救急搬送業務に係る栃木県消防防災ヘリコプター「おおるり」（以下「おおるり」という。）とドクターヘリとの役割分担及び連携等について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 救急現場からの搬送

- (1) 栃木県ドクターヘリ運航要領（平成 21 年 11 月 6 日獨協医科大学病院）に定める出動要請基準（以下「ドクターヘリ要請基準」という。）に該当すると認められる場合には、原則としてドクターヘリが対応するものであること。
- (2) ドクターヘリは救出・救助業務には対応できないことから、山岳遭難事故や水難事故等については、ドクターヘリ要請基準に該当すると認められる場合であってもおおるりを要請されたいこと。この場合、救助した患者の医療機関までの搬送は、おおるり又は所管の消防機関が対応するものであること。
- (3) (2)に該当する場合であって、患者の症状や搬送先医療機関までの距離等を勘案し、場外又は臨時離着陸場（以下「離着陸場」という。）においてドクターヘリが患者を引き継ぐ必要があると認められる場合には、併せてドクターヘリも要請されたいこと。
- (4) ヘリコプターによる搬送が有効と思われる多数の救急患者が発生した場合には、おおるりとドクターヘリの双方を要請されたいこと。
- (5) (3)及び(4)により、おおるりとドクターヘリの双方を要請した場合には、要請した消防機関は離着陸場の安全の確保及び適切な着陸誘導等により円滑な連携が可能となるよう務められたいこと。

2 転院搬送

転院搬送については原則としておおるりが対応するものとし、ドクターヘリは患者（母体搬送の場合は胎児を含む。）の生命の危険が切迫している場合や特殊救急疾患の場合等、獨協医科大学病院の医師の管理の下に患者を搬送する必要が認められる場合に対応するものであること。

3 要請重複時等の対応

いずれか一方が出動中その他の理由により要請に対応できない場合であって、他方により対応が可能と認められる場合には、他方のヘリコプターを要請されたいこと。

4 その他

栃木県消防防災航空隊、獨協医科大学病院及び消防機関は、おおるとドクターヘリの連携が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜行うものであること。

ドクターヘリ基地病院医療スタッフ組織図

プロジェクトリーダー

消防防災部会 部会長 ドクターヘリ検証医	和 氣 晃 司
-------------------------	---------

消防機関地域別責任者

担 当 消 防 機 関	役 職	氏 名
鹿沼市消防本部 日光市消防本部 小山市消防本部 栃木地区広域行政事務組合消防本部 芳賀地区広域行政事務組合消防本部	高速道路部会 委員 ドクターヘリ検証医	青 木 秀 和
大田原地区広域消防組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部	消防防災部会 委員 ドクターヘリ検証医	唐 澤 剛
宇都宮市消防本部 足利市消防本部 石橋地区消防組合消防本部 佐野地区広域消防組合消防本部 塩谷広域行政組合消防本部	チームリーダー 教育担当責任者 ドクターヘリ検証医	菊 池 仁

システム責任者

救急搬送通信システム ドクターヘリデータベース構築	和 氣 晃 司
------------------------------	---------